

令和5年度 職業訓練指導員試験受験案内



この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき実施する、職業訓練指導員としての資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

※この試験は、滋賀県の職業訓練指導員採用試験ではありません。

1 試験を実施する職種

試験区分 免許職種	実技試験	学科試験		
		指導方法	関連学科	
			系基礎学科	専攻学科
全職種 (別表3参照)	—	○	—	—

2 試験の日時および場所

区分	日時	場所
学科試験（指導方法）	令和5年10月5日（木） 午前10時30分から	滋賀県庁 東館7階 大会議室 （大津市京町四丁目1番1号） （案内図は、8頁をご覧ください。）

3 受験資格および免除の範囲

別表1、2「職業訓練指導員試験の受験資格および免除の範囲（その1）、（その2）」を参照してください。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の科目

学科試験のうち指導方法

（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規）

5 受験申請の手続き

(1) 提出期間

令和5年8月25日（金）から令和5年9月8日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。

令和5年9月8日（金）の消印があるものまで受け付けます。

(2) 提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（県庁東館4階）

(3) 提出書類

- ①受験申請書（受験票、写真票を含む。）
- ②履歴書（受験申請書の裏面）
- ③写真 2枚（申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の縦4cm×横3cmの大きさとし、裏面に氏名を記入のうえ、受験申請書および写真票に貼付してください。）
- ④受験資格を証明する書類（卒業証明書（原本）、実務経験証明書等）
- ⑤免除資格を証明する書類（技能検定合格証書の写し、履修証明書（原本）等）
※④および⑤は、A4サイズに統一してください。
- ⑥63円切手 1枚（受験票に貼付してください。）

(4) 受験手数料

3,100円

- ア 滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付してください。（消印はしないでください。）
※収入証紙は、県庁、各県合同庁舎、および長浜土木事務所木之本支所ならびに、滋賀銀行の県内本支店・出張所で販売しています。
- イ 受験申請の受付後は、試験を受けなかった場合でも、受験手数料の返還はしません。
- ウ 試験の免除を受ける場合は、手数料は不要です。

(5) 受験票の交付

受験票は、受験申請書を受理した後に、郵送します。

6 合格発表

令和5年11月7日（火）

合格者の受験番号を滋賀県公報（県ホームページより閲覧可能）に掲載するほか、合格者には書面で通知します。

7 試験結果の開示について

個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号により、口頭による試験結果の開示請求を行うことができます。

開示請求をする場合は、必要書類を持参のうえ、平日午前9時～午後5時の間（正午～午後1時を除く。）に滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（県庁東館4階）までお越しください。

なお、電話等によるお問合せには一切応じません。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	必要書類
受験者本人	学科試験（指導方法）の得点	合格発表の日から1か月以内（土、日、祝日を除く。）	受験票、顔写真付きの身分証明書

8 その他

- (1) 受験に対する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験者に通知します。
- (2) 試験について不明な点は、下記にお問合せください。

お問合せ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話：077-528-3755（直通）
FAX：077-528-4873
E-mail：fe0003@pref.shiga.lg.jp

職業訓練指導員試験の受験資格および免除の範囲（その1）

受験資格 (主なもの)		実務経験年数	免除の範囲				
			実技	学 科		指 導 法	
				系基礎学 科	専 攻 学 科		
職業能力開発	長期課程の指導員訓練修了	1年以上					
	長期養成課程の指導員訓練修了	1年以上					
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上				○	
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上		○	○		
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上	○				
	○特定応用課程の高度職業訓練修了	0年		○	○		
	○応用課程の高度職業訓練修了	0年		○	○		
	○特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○		
	○専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○		
	○普通課程の普通職業訓練修了	2年以上					
学校教育	○専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上					
	○短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3年以上					
	●大学卒業	1年以上		○	○		
	●短期大学卒業	2年以上					
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○		
指定する学校が 厚生労働大臣が	●高等学校卒業	3年以上					
	○専門課程（2年）の専修学校卒業	3年以上					
	○専門課程（3年）の専修学校卒業	2年以上					
	○高等課程もしくは一般課程（2年）の専修学校または各種学校（2年）卒業	4年以上					
免許職種に関する職業訓練指導員試験	○高等課程もしくは一般課程（3年）の専修学校または各種学校（3年）卒業	3年以上					
	免許職種に関し、1級または単一等級の技能検定に合格した者（「バルコニー施工」および「電子回路接続」を除く）	0年	○	○	○		
	免許職種に関し、技能検定2級に合格した者	0年	○				
	免許職種に関し、実務経験のみ	8年以上					
	免許職種に関する職業訓練指導員試験	実技試験合格者	—	○			
		系基礎学科合格者	—		○		
		専攻学科合格者	—			○	
		指導方法合格者	—				○
	免許職種と同一系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者	—		○		○	
	免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許の交付を受けた者	—				○	

- (注) 1 「受験資格」欄：○ 免許職種に対応する課程を修了、● 免許職種に関する学科を履修していること
 2 実務経験年数は当該免許職種に限る
 3 「免除の範囲」欄：○ 免除される実技または学科
 4 ※ 免許職種と技能検定職種の対応については別表4参照

別表2

職業訓練指導員試験の受験資格および免除の範囲（その2）一部抜粋

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学 科		
				関連学科	指 導 方法	攻 科
系基礎 学 科	専 攻 学 科					
溶 接 科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許もしくは労働安全衛生法によるガス溶接技能講習の修了証を有する者またはボイラーおよび圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許もしくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラーおよび圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電 子 科	電波法による第1級陸上無線技術士もしくは第2級陸上無線技術士もしくは第1級アマチュア無線技士もしくは第2級アマチュア無線技士の免許を有する者	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自 動 車 整 備 科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは2級二輪自動車整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは2級二輪自動車整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車 体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは自動車車体整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士もしくは2級ジーゼル自動車整備士、改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士または改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 (*1：自動車整備(内燃機関除く)) (*2：車枠および車体整備法除く)	*1 △	○	*2 △	
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航 空 機 整 備 科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者および航空法による1等航空整備士もしくは2等航空整備士または航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空法による1等航空整備士、もしくは2等航空整備士または航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測 量 科	測量法による測量士または測量士補の試験の合格証書を有する者	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボ イ ラ ー 科	ボイラーおよび圧力容器安全規則による特級ボイラー技士もしくは一級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者またはエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	ボイラーおよび圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者または電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電 気 通 信 科	電波法による第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士もしくは第3級総合無線通信士または航空無線通信士の免許を有する者	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学 科		
				基礎学	専攻科	指 導 方 法
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験または獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者および臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免状を有する者	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験または獣医師法による獣医師国家試験の合格証を有する者	◎	◎	◎	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験もしくは論文式による試験、改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験もしくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者および商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する者	公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験もしくは第3次試験または税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	◎	◎	◎	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者、保健師助産師看護法による保健師、助産師、看護師もしくは准看護師の免許を有する者、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者、理学療法士および作業療法士法による理学療法士もしくは作業療法士の免許を有する者、社会福祉士および介護福祉法による社会福祉士登録証もしくは介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証を有する者または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者	次の①～⑨のいずれかに該当する者 ①児童福祉法による保育士登録証を有する者で実務経験(※1)を有し、かつ実務者研修を修了(※2)した者 ②保健師助産師看護法による保健師、助産師もしくは看護師の免許を有する者 ③保健師助産師看護法による准看護師の免許を有する者で実務経験(※1)を有する者 ④教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者で実務経験(※1)を有する者、もしくは実務者研修を修了(※2)した者 ⑤理学療法士および作業療法士法による理学療法士もしくは作業療法士の免許を有する者で実務者研修を修了(※2)した者 ⑥社会福祉士および介護福祉法による社会福祉士登録証を有する者で実務者研修を修了(※2)した者 ⑦社会福祉士および介護福祉法による介護福祉士登録証を有する者 ⑧精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証を有する者で実務者研修を修了(※2)した者 ⑨就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者で実務経験(※1)を有し、かつ実務者研修を修了(※2)した者 (※1)介護サービス科に関し7年以上の実務経験の有する者 (※2)社会福祉士および介護福祉法第40条第2項第5号の規定に該当する者(=いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了した者)	◎	◎	◎	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証もしくは労働安全衛生規則による揚貨装置運転士免許またはクレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許もしくは移動式クレーン運転士免許を有する者	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許ならびに労働安全衛生法による車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	◎	◎	◎	

「免除の範囲」欄：◎ 免除される実技または学科

別表3

実施職種

園芸科	造園科	森林環境保全科	鉄鋼科	鑄造科
鍛造科	熱処理科	塑性加工科	溶接科	構造物鉄工科
金属表面処理科	機械科	電子科	電気科	コンピュータ制御科
発電科	送配電科	電気工事科	自動車製造科	自動車車体整備科
自動車整備科	航空機製造科	航空機整備科	鉄道車両科	造船科
時計科	光学ガラス科	光学機器科	計測機器科	理化学機器科
製材機械科	内燃機関科	建設機械科	農業機械科	縫製機械科
織布科	織機調整科	染色科	ニット科	洋裁科
洋服科	縫製科	和裁科	寝具科	帆布製品科
木型科	木工科	工業包装科	紙器科	製版・印刷科
製本科	プラスチック製品科	レザー加工科	ガラス科	ほうろう製品科
陶磁器科	石材科	麺科	パン・菓子科	食肉科
水産物加工科	発酵科	建築科	枠組壁建築科	とび科
建設科	プレハブ建築科	屋根科	建築板金科	スレート科
防水科	サッシ・ガラス施工科	畳科	インテリア科	床仕上げ科
表具科	左官・タイル科	築炉科	ブロック建築科	熱絶縁科
冷凍空調機器科	配管科	住宅設備機器科	さく井科	土木科
測量科	建築物設備管理科	ボイラー科	クレーン科	建設機械運転科
港湾荷役科	化学分析科	公害検査科	木材工芸科	竹工芸科
漆器科	貴金属・宝石科	印章彫刻科	塗装科	広告美術科
デザイン科	義肢装具科	電気通信科	電話交換科	事務科
貿易事務科	流通ビジネス科	写真科	介護サービス科	理容科
美容科	ホテル・旅館・ レストラン科	観光ビジネス科	日本料理科	中国料理科
西洋料理科	臨床検査科	フラワー装飾科	メカトロニクス科	情報処理科
フォークリフト科	建築物衛生管理科	福祉工学科		

別表4

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
園芸科	園芸装飾	染色科	染色
造園科	造園	ニット科	ニット製品製造
森林環境保全科		洋裁科	婦人子供服製造
さく井科	さく井、ウエルポイント施工	洋服科	紳士服製造
鉄鋼科	金属溶解	和裁科	和裁
鑄造科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト	寝具科	寝具製作
鍛造科	鍛造	帆布製品科	帆布製品製造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	縫製科	布はく縫製
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、工業彫刻、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	木工科	製材のこ目立て、木工機械整備、機械木工、家具製作、建具製作
		木型科	木型製作
		竹工芸科	竹工芸
塑性加工科	金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金	紙器科	紙器・段ボール箱製造
建築板金科	建築板金	製版・印刷科	製版、印刷
造船科	鉄工	製本科	製本
構造物鉄工科		プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	陶磁器科	陶磁器製造
製材機械科	切削工具研削、製材のこ目立て	ガラス科	ガラス製品製造
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	ほうろう製品科	ほうろう加工
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	石材科	石材施工、コンクリート積みブロック施工
		パン・菓子科	パン製造、菓子製造
メカトロニクス科	電気機器組立て	麺科	製麺
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
時計科	時計修理	水産物加工科	水産練り製品製造
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造	発酵科	みそ製造、酒造
光学機器科	光学機器製造	建築科	建築大工、枠組壁建築、サッシ施工、バルコニー施工、建築図面製作
自動車製造科	内燃機関組立て		枠組壁建築科
内燃機関科		縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備	屋根科	かわらぶき
農業機械科	農業機械整備		

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
とび科	とび	化学分析科	化学分析
左官・タイル科	左官、タイル張り	公害検査科	
築炉科	れんが積み、築炉	木材工芸科	漆器製造
ブロック建築科	れんが積み、ブロック建築、 エーエルシーパネル施工	漆器科	
		貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
畳科	畳製作	印章彫刻科	印章彫刻
		表具科	表装
配管科	配管、浴槽設備施工	塗装科	塗装、塗料調色
住宅設備機器科		広告美術科	広告美術仕上げ
建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンク リート圧送施工	義肢装具科	義肢・装具製作
		工業包装科	工業包装
		写真科	写真
防水科	防水施工	日本料理科	調理
インテリア科	内装仕上げ施工、表装		
床仕上げ科	内装仕上げ施工	中国料理科	
熱絶縁科	熱絶縁施工		
サッシ・ ガラス施工科	カーテンウォール施工、サッ シ施工、ガラス施工	西洋料理科	
土木科	ウエルポイント施工	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
		フラワー装飾科	フラワー装飾

【参考】

学科試験のうち「指導方法」の参考テキストとしては、「12訂版 職業訓練における指導の理論と実際」(発行者 一般財団法人職業訓練教材研究会)があります。

*当課での販売はしておりません。

試験場所

滋賀県庁 東館7階 大会議室 (大津市京町四丁目1番1号)

<来場方法>公共交通機関でお越しください。

○JR「大津駅」下車、徒歩約10分

○京阪「島ノ関駅」下車、徒歩約10分

